

省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱

平成18年 7月 4日 制定
令和8年 5月 7日 最終改正
一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 本要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、地球温暖化問題への環境対策の一環として、継続的なエコドライブ活動並びにアイドリングストップ運動の励行等を促進するため、省エネ対策用機器等の導入に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を図り、二酸化炭素（CO₂）及び窒素酸化物（NO_x）並びに粒子状物質（PM）の排出量削減かつ省エネルギー対策に資することを目的とする。

(補助事業及び対象)

第2条 本事業は、東ト協の会員事業者（以下「事業者」という。）が、当該年度に新たに導入する省エネ対策用機器等（以下「機器」という。）に対し、導入に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助することができる。

2 補助対象者及び補助対象機器は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者とは、当該年度に東京都内を使用の本拠の位置とする事業用貨物自動車に新たに機器を導入する事業者をいう。
- (2) 補助の対象とする機器は、別に定めるものとする。
- (3) 導入形態は買取り及びリースとする。

(補助金額)

第3条 交付する補助金額は、別に定める補助金を交付する。

(補助金の交付申請及び請求)

第4条 事業者は、本事業に係る機器の導入が完了したときは、東ト協に対し、速やかに補助金の交付申請（請求）をするものとする。

なお、申請に必要な添付書類は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める指定期日までに東ト協あてに提出するものとする。

(補助金の交付)

第5条 東ト協は、前条により交付申請（請求）の提出があったときは、当該申請（請求）に係る書面を審査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対し、補助金を交付する。

(補助金の交付取り消しと返還)

第6条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本補助金を取り消

すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業者が東ト協を脱会したとき。
 - (4) 補助金の交付内容若しくはこれに付した条件、法令又は本要綱その他東ト協が定める事項に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取り消しに係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、東ト協は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。但し、交付対象の機器が導入の日から起算して別に定める期間を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく東ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

- 第7条 事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して別に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付、又は担保に供してはならない。
- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ東ト協の承認を得なければならない。

(雑 則)

- 第8条 東ト協は、本事業に関して、事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

- 第9条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項については、東ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成18年4月1日より施行する。
(平成18年7月4日東ト協環環発第13号)
2. 本要綱を一部改正し、平成19年4月1日より適用する。
なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。
(平成19年3月30日東ト協環環発第85号)
3. 本要綱を一部改正し、平成20年4月1日より適用する。
なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。
(平成20年3月31日東ト協環環発第104号)
4. 本要綱は、平成21年4月1日より適用する。
(平成21年3月30日東ト協環環発第91号)

5. 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。
(平成22年3月30日東ト協環環発第90号)
6. 本要綱を一部改正し、平成23年4月1日より適用する。
なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。
(平成23年3月30日東ト協環環発第95号)
7. 本要綱は、平成24年4月1日より適用する。
(平成24年3月28日東ト協環環発第93号)
8. 本要綱は、平成25年4月1日より適用する。
(平成25年4月25日東ト協環環発第4号)
9. 本要綱を一部改正し、平成26年4月1日より適用する。
なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。
(平成26年4月8日東ト協環環発第2号)
10. 本要綱は、平成27年4月1日より適用する。
(平成27年4月3日東ト協環環発第97号)
11. 本要綱を一部改正し、平成28年4月1日より適用する。
なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。
(平成28年4月11日東ト協環環発第3号)
12. 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。
(平成29年4月11日東ト協環環発第4号)
13. 本要綱は、平成30年4月1日より適用する。
(平成30年4月10日東ト協環環発第8号)
14. 本要綱は、平成31年4月1日より適用する。
(平成31年4月5日東ト協環環発第2号)
15. 本要綱は、令和2年4月1日より適用する。
(令和2年4月7日東ト協業交発41号)
16. 本要綱は、令和3年4月1日より適用する。
(令和3年4月8日東ト協業交発26号)

17. 本要綱は、令和6年4月1日より適用する。
(令和6年4月19日東ト協業交発19号)

18. 本要綱は、令和8年4月1日より適用する。
(令和8年5月7日東ト協業交発35号)